



グリーン購入法 基本方針対応状況

グリーン購入法 基本方針対応状況

京セラのスマートフォン・携帯電話におけるグリーン購入法に基づく基本方針（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）（令和5年12月22日変更閣議決定）」の対応は本ページ「グリーン購入法 基本方針への対応状況」の通りとなっております。

※基本方針における特定調達品目「移動電話等（携帯電話、PHS、スマートフォン）」は、7つの「判断の基準」と8つの「配慮事項」から構成されています。

判断の基準①	対応
<p>① 携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p> <p>※「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">ソフトウェア更新への対応 対応機種に関しては、ネットワークを利用してソフトウェア更新が必要かどうかを確認して、必要なときには更新ができます。 <p>※通話・メール機能に限定している対応機種はございません。</p>

判断の基準②	対応
<p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>※判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。</p>	<ul style="list-style-type: none">環境配慮設計の実施 機種毎の環境配慮設計の実施状況につきましては、詳細項目(最終頁)をご参照ください。

グリーン購入法 基本方針対応状況

判断の基準③	対応
<p>③ 使用済製品の回収およびマテリアルリサイクルのシステムがあること。</p> <p>回収及びマテリアルリサイクルのシステムについて、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>※判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。</p> <p>■回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。</p> <p>ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。</p> <p>イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。</p> <p>ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。</p> <p>■マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。</p> <p>エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。</p> <p>オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none">リサイクルルートの構築 「モバイル・リサイクル・ネットワーク」の活動を通じて、リサイクルの推進に努めております。■ モバイル・リサイクル・ネットワーク ホームページ https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/移動電話本体への製品名、ブランド名の表示対応機種に関しては、本体もしくは銘板（電池パックを外した本体側）に製品名、ブランド名が記載されています。使用済み移動電話等の回収に関する具体的な情報は、モバイル・リサイクル・ネットワーク加盟店での使用済み移動電話等の回収、リサイクルの流れ、注意点などについてご説明しています。リサイクルにご協力頂くために、製品本体の簡易取説（クイックスタートガイド）およびウェブサイトでの製品カタログにモバイル・リサイクル・ネットワークマークを表示し、金属やプラスチックのリサイクルする取組みとして、モバイル・リサイクル・ネットワーク加盟店で回収した使用済み移動電話等は、本体、電池パック、充電器等に適切に分別し、リサイクルを行っています。部品の素材情報 本体、充電器については、回収窓口にお持ちいただくだけで、適切に分別を行いますので、お客様に素材情報を意図いただく必要はありません。また箱等については、容器包装リサイクル法に基づき、適正な表示を行っています。取組効果の数値公表 移動電話等のリサイクル実績は、モバイル・リサイクル・ネットワークのホームページで公表されています。■ モバイル・リサイクル・ネットワーク ホームページ https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/

グリーン購入法 基本方針対応状況

判断の基準④	対応
④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、または販売事業者において適正処理されるシステムがあること。	<ul style="list-style-type: none">適正処理されているシステムについて 貴重な金属資源である金、銀、銅、パラジウムなどを再生し、電子機器等に再使用します。また、リサイクル工程から生じた残りはセメント原料として、プラスチックについては補助燃料として適正処理するシステムを有しています。

判断の基準⑤	対応
⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ※判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。	<ul style="list-style-type: none">保管システム 対応機種については、補修用性能部品（機能維持のために必要な部品）の最低保有期間が、製造終了から4年間保有となっております。

判断の基準⑥	対応
⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。 ※「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。 ※特定の化学物質の含有率基準は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。	<ul style="list-style-type: none">特定化学物質の含有情報 対応機種については、特定化学物質の含有基準値を超えておりません。

グリーン購入法 基本方針対応状況

判断の基準⑦	対応
<p>⑦ 製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>※「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。</p> <p>※「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。</p> <p>※「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>※「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 製品が使用しているプラスチックに再生プラスチック及びバイオマスプラスチックは含まれておらず配合率は0%です。

グリーン購入法 基本方針対応状況

配慮事項①	対応
① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。	<ul style="list-style-type: none">・ 製品や充電器の省電力化を推進しています。

配慮事項②	対応
② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ※「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会アーメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。	<ul style="list-style-type: none">・ 希少金属類を可能な限り削減しております。

配慮事項③	対応
③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り円滑に供給できるよう、京セラにて在庫管理しております。

配慮事項④	対応
④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。	<ul style="list-style-type: none">・ ハロゲン系難燃剤の削減についてハロゲン系難燃剤の削減を推進しております。

グリーン購入法 基本方針対応状況

配慮事項⑤	対応
⑤ 筐体又は部品（充電器含む）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されること。	<ul style="list-style-type: none">現在は強度の問題から未使用ですが、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックの使用を推進しております。

配慮事項⑥	対応
⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	<ul style="list-style-type: none">包装軽量化設計を推進しております。

配慮事項⑦	対応
⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	<ul style="list-style-type: none">包装材に再生材料を可能な限り使用しております。

配慮事項⑧	対応
⑧ 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	<ul style="list-style-type: none">包装材、梱包については脱プラを推進しております。

グリーン購入法 詳細項目

詳細項目

判断の基準②：環境配慮設計の実施状況

目的	評価項目	DIGNO SX2 KC-S302
リデュース 配慮設計	製品等の省資源化	◎
	製品の省電力化	◎
	製品の長寿命化	◎
リユース 配慮設計	共有化設計	◎
	分離・分解しやすい設計	◎
リサイクル 配慮設計	リサイクル等の環境負荷低減	○*1
	分離・分解しやすい構造	◎
	分別の容易性	◎

*1：希少金属31種は一部のみの把握となっております。